

目 次

I. 本年度の活動方針と重点課題について	1
II. 調査研究活動による提言・要望活動	3
III. 委員会に付託する調査研究活動	3
1. 総務委員会	3
2. 総合企画委員会	4
3. 広報委員会	5
4. 経営委員会	5
5. 建築委員会	6
6. 土木委員会	7
7. 環境委員会	8
8. 労働委員会	9
IV. その他の実施事業	10
V. 会議等の開催	10
VI. 諸行事の開催	11
VII. 講習会等の開催	11
VIII. 情報調査活動	12
IX. その他の活動	12

令和元年度事業計画について

昨年、政府において、総事業費約7兆円に上る「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、今後3年は公共事業予算の大幅な増額が見込まれる中、円滑かつ適切な執行が課題となっております。

大阪におきましては、大阪・関西万博も決まり、すでに会場となる夢洲の土地造成がスタートするなど、今後万博開催に向けインフラ整備が始まってまいり、当協会といたしましても会員一丸となって万博成功に向け貢献してまいりたいと考えております。

同時に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」以降の公共工事予算を継続して確保するためにも、建設業の技術の粋と知恵を結集し、円滑な施工に向け努力しなければなりませんし、適正な積算による適正な利益の確保、適正な工期設定等について、引き続き発注機関に対し、要望を行うなど、積極的な活動を展開してまいります。

一方、将来の担い手確保が必要不可欠であります。会員企業の中には働き方改革に取り組んでいるものの、その進め方について苦慮しているという声も多く聞いており、根底の問題を洗い出すために、一昨年度から現場で働いている技術者から、実際に現場で行った種々の作業とそれぞれに費やした実労働時間数を把握することを目的に「現場労働時間実態調査」を実施し、発注者側が解決すべき課題については、本調査結果をバックデータとして、国土交通省近畿地方整備局や大阪府、NEXCO西日本などに要望を行うなど、今年度も引き続き課題解決に向け取り組んでまいります。

当協会の本年度の活動は引き続き、建設産業の再構築に向け、「安定的な工事量の確保・拡大と工事の平準化」、「適正利潤の確保」、「担い手の確保と育成」、「防災体制の構築」、「現場の週休2日制の実現に向けた課題抽出と対応策の検討」の5つの重点課題に加え、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策における円滑な施工確保」、「外国人労働者受入れに関する調査研究」を掲げ、事業を展開することにしており、会員からの意見を迅速に反映した活動となるよう、尽力してまいります。

本年度における具体的な活動内容ならびに各委員会における活動方針等につきましては、本事業計画書に記載しておりますので、ご高覧いただき、今後とも協会活動に対する尚一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

I. 本年度の活動方針と重点課題について

令和元年度の重点課題としては、引続き建設産業の再構築に向け、「安定的な工事量の確保・拡大と工事の平準化」、「適正利潤の確保」、「担い手の確保と育成」、「防災体制の構築」、「現場の週休2日制の実現に向けた課題抽出と対応策の検討」の5課題に加え、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策における円滑な施工確保」、「外国人労働者受入れに関する調査研究」にも取り組むこととし、課題に対しては早急に対応できる体制を構築し、研究活動、要望活動を展開する。

(1) 会員会社の適正な利益確保につながる活動の推進

- ①「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に示された「適正な工期設定や施工時期の平準化」の徹底は、発注者の取り組むべき事項であることから、大阪府下市町村をはじめとする公共工事発注機関並びに民間発注機関に至るまで適切に実施されるよう、国土交通省近畿地方整備局とも連携し、適切な対応を要望する。
- ②適正な利潤確保に向け、更なる低入札価格調査基準の引上げの要望を行う。
- ③引続き、国土交通省をはじめ大阪府、大阪市並びに公益民間企業について、会員から寄せられる片務的な問題や制度上の課題に対し、意見交換の場を通じ、積極的に改善に向けた要望を行う。
- ④民間工事指針に謳われている施工上のリスク等について関係者が十分理解し、リスク負担の考え方について共通認識を持って工事が進められるよう、民間発注機関への周知徹底に向けた要望活動を行う。
- ⑤長時間労働の是正及び生産性の向上に向けた課題を抽出し、改善に向け要望を行う。
- ⑥資材、労務費等の動向を把握し、タイムラグのない実勢価格による積算基準を要望するなど、迅速な情報収集により、適宜対応する。
- ⑦将来の国のグランドデザインを明確にし、安定的な工事量の確保拡大に向け、全建とも連携し要望活動を展開していく。
- ⑧防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の施策により、事業量が増大することから、工事の迅速かつ円滑な施工確保に向けた課題を抽出し、発注機関へ要望を行う。

(2) 建設業における技術者、技能労働者の確保と育成に向けた活動の推進

- ①人材確保競争が激化しており、将来を支える担い手の確保は喫緊の課題であることから、前年度に引続き、当協会主催により、建設業界に入職を希望する建築系・土木系学生と協会会員企業との出会いの機会を提供する。
- ②学生に対する建設業の理解促進と少しでも早い機会に接点を持つことを目的に、イベントの企画やツールを活用し、協会が主体となった新たな人材確保策を検討する。
- ③若手技術者に対する技術力、知識のレベルアップにつながるこれまでの対面セミナー並びにインターネットを活用したビデオセミナーを会員へ無料で提供する。

- ④高校生を対象とした体験セミナーや現場見学会を開催し、建設業への入職促進を図る。
 - ⑤外国人労働者受入れの動向を把握するため、受入人数、職種、在留期間等の情報収集を行い、課題を抽出し、調査研究を行う。
- (3) 南海トラフ大地震等大災害発生時の道路啓開作業を含めた防災体制の構築
- ①道路管理者と連携し、緊急時の大阪府内重要路線における道路啓開作業の円滑な推進に向け、協会内部の体制の再構築ならびに会員間の連携強化に向けた課題を検討する。
 - ②災害発生時の緊急連絡体制と各種マニュアルの整備と周知徹底に向けた、説明会を開催する。
- (4) 会員サービスの更なる向上を目指すための活動
- 会員ニーズを迅速かつ的確に把握するため、さまざまな懇談会や、会員との定期的な接点を持つ会合を少しでも増やして状況把握に努めるとともに、協会ホームページ上に設置した会員からの要望を受ける窓口や会員が集う場を活用して情報収集に努める。

II. 調査研究活動による提言・要望活動

わが国の住宅・社会資本整備の着実な整備並びに業界の発展を図っていくため、全国建設業協会をはじめ、関係建設業団体と緊密な連携をとりながら、次のとおり提言・要望活動を推進する。

1. 公共事業関係予算に関する要望
2. 入札・契約制度改革に関する提言、要望
3. 適正な利益確保に向けた提言、要望
4. 適正な工期設定や発注の平準化に向けた提言、要望
5. 低入札対策並びに不良不適格業者の排除に関する要望
6. 社会保険加入促進に向けて、円滑に推進するための要望
7. 税制改正に関する要望
8. 近畿地域並びに大阪府下における建設行政に関する提言、要望
9. 改正品確法の地方自治体までの趣旨徹底についての要望
10. その他、諸問題解決のための改善要望、提言

III. 委員会に付託する調査研究活動

調査研究活動を次の委員会に付託する。

1. 総務委員会
2. 総合企画委員会
3. 広報委員会
4. 経営委員会
5. 建築委員会
6. 土木委員会
7. 環境委員会
8. 労働委員会

1. 総務委員会

当委員会は、協会の事業及び業務運営の基本に係る方針の審議と事業化への助言、予算、表彰、入会選考等、協会の根幹に係わる事項及び主要事業等の推進に関する事項の検討を担当する。

担当事項の検討及びその立案については、必要に応じ総務専門委員会に諮問する。

- (1) 実施事業と収支決算、事業計画案と収支予算案の編成等に関し検討・審議し、議案の成案を図り、理事会、参与会、地区代議員会の審議を経て総会に上程する。
- (2) 会費基準の見直しに関する事項について検討・審議する。

- (3) 当協会の会員表彰規程に基づき、会員から推薦を受けた候補者を審議・選考し、受賞者を決定する。
- (4) 全国建設業協会の表彰規程に基づき、当協会から推薦すべき候補者を審議・選考し、受賞候補者を推薦する。
- (5) 当協会への入会並びに再入会希望企業に関して審議し、理事会に上程する。
- (6) 総務専門委員会活動の推進
委員長の諮問事項について検討・審議し、その立案を図り答申する。

2. 総合企画委員会

当委員会は、社会の変革とともに生じる建設業の諸問題の内、緊急性、重要性が高い建設業の根幹に係わる事項を抽出の上、問題解決に向けて研究・検討を行うとともに、課題によっては各委員会に研究を付託し、取り纏められた提言・要望等について審議の上、建設関連団体等と連携し、適宜関係諸団体等に要望・提言等を行うことにより、会員企業並びに業界の発展向上に寄与するための活動を行う。

また、各委員会がそれぞれ有機的に効果の上がる活動が展開できるよう、関連する議題や取組むテーマ等について調整を行う。

- (1) 協会事業運営に関する調査・研究。
- (2) 受発注者間の片務性解消と適正利益確保に向けた研究。
- (3) 法令、制度の課題についての検討。
- (4) 人材確保に向けた情報の収集と対応策の検討。
- (5) 社会環境や建設業界に対するニーズの変化に伴う、対応すべき新たな問題点の掘り起こしに努める。
- (6) 改正品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」についての普及徹底要望。
- (7) 公共工事を巡る昨今の諸問題についての要望並びに意見交換を実施することを目的として、当協会を含む近畿2府5県の建設業協会組織する近畿建設業団体協議会及び全国建設業協会と国土交通省との共催により、平成31年度近畿ブロック地域懇談会並びに近畿ブロック会議を開催する。
- (8) 国土交通省近畿地方整備局との意見交換会を開催。
- (9) NEXCO西日本関西支社との意見交換会を開催。
- (10) 国土交通省近畿地方整備局、大阪府等における新たな取組みに対し、会員への水平展開を図るべく、説明会等の開催を要望。
- (11) 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知に向けた方策の検討、要望。
- (12) 「大阪府域道路啓開協議会」に参画し、その決定事項に則った、大災害発生時の実働体制確立に向けた協議。
- (13) 災害時における各地方自治体等との防災協定及びマニュアルの見直しを行う。
- (14) 「i-Construction 推進連絡調整会議」へ参画し、その進捗状況等の情報提供とともに最新情報を周知。

3. 広報委員会

当委員会は、建設業の社会的使命・役割並びにその魅力を伝えるための効果的な広報活動を主活動とし、次に挙げる活動を推進する。

また、それらに付随する各種調査・研究活動に取り組むとともに、マスコミ関係者との連携促進を図るものとする。

(1) インターネットを活用した情報発信

①ホームページによる情報発信

一般社会に対し建設業に対する理解の促進を図るとともに、協会と会員企業相互の情報交換と共有化を図るため、ホームページによる情報発信を行う。

また、現在公開しているコンテンツをより活用していただくための仕組みを検討する。

②大建協ニュースの配信

通達等行政の施策、業界ニュースなどをタイムリーに情報提供するため、会員に随時メールにより配信する。

(2) 若年者の入職促進を踏まえた広報誌の発刊等による活動

建設業の社会的使命や役割を広く知っていただき建設業のイメージアップを図るとともに、特に若年者に向けて建設業の魅力を伝えることにより、建設業に興味・関心を持っていただき、建設業界への就労の足掛かりを作ることなどを目的として、広報誌「O-WAVE」の発刊等について検討する。また、平成30年度に発行したポスターの活用方法等についても検討する。

(3) マスコミとの連携強化

協会活動に対する理解促進活動の一環として、パブリシティ活動を推進するために、一般紙並びに建設業界紙に対して、適宜記者発表及び情報の提供を行う。

4. 経営委員会

当委員会は、主として中小・中堅建設企業の経営に係る各種問題の調査・研究活動を推進する。

本年度は、技術と経営に優れた建設企業が生き残れる方策を中小・中堅建設企業の立場から検討し、中小・中堅建設企業の発展につながる研究活動を実施する。

なお、優秀な人材を確保することを目的とした「業界研究交流会」、平成20年度から実施している「事業承継セミナー」を開催するとともに、中小・中堅建設企業として、新たな能力向上を目的とした研修会を企画するなど、会員の発展向上に供していく。

(1) 部門別人材育成への取組み

中小・中堅建設企業が抱える課題として、部門別における人材育成によるための組織力の強化が挙げられる。

このため、人材育成強化策として、若手社員から管理職クラスまで、幅広く人材育成を図ることを焦点にした研修会・セミナーを実施する。

(2) 協会主催の業界研究交流会の開催

建設企業各社において、将来を担う優秀な人材確保を図るため、協会主催の業界研究交流会を開催する。

(3) 事業承継への取組み

本年度は参加者の自主運営により、カリキュラムを策定し、参加者相互のディスカッションを中心とした「経営者としての意識の持ち方、経営者の在り方」を考える場や参加者同志の理解を深めて頂くための場を提供する。なお、必要に応じて業界経験者からの体験談や、経営者としての財務、会計等の知識習得、コンプライアンスや事業継続計画などに関するセミナーも開催する。

(4) 国土交通省近畿地方整備局との意見交換会の開催について

中小・中堅建設企業が現状抱えている諸課題の解決に向けた意見交換会を開催する。

(5) 各種研修会・セミナー・現場見学会等を開催する。

5. 建築委員会

当委員会では、業界の建築技術水準のレベルアップに寄与するため、建築施工分野における品質に関する諸問題や技術の改善及び生産性の向上を目的とした調査・研究活動や法令、制度を含めた建築全般に係る諸問題について、多角的な視点から課題に取り組むこととし、本年度は次の活動を展開する。

(1) 品質確保に向けた取組み

①若手技術者等の現場管理能力向上のための活動

建設現場において係員の人数も少数化される中、若手技術者には現場を管理するための技術や知識を身につけ、管理者として進捗状況を把握し、品質と安全の管理、トラブルの対処など、適切に対応する能力が求められている。そのため、これまでも若手技術者のための知識・技術の向上を目的として様々な成果物を発刊してきているが、今後も問題点の大きいテーマから順次取り組む。

②技術継承・伝承に向けた活動

昨年度に引続き、平成29年2月に発刊した小説『百術千慮（ひゃくじゅつせんりょ）～先輩建設マンからのメッセージ～』の続編を作成、発刊し、同時に普及啓発活動を展開する。

続編では、前回主人公の若手技術者が成長し、主任として現場で奮闘する物語としている。また、働き方改革に主眼を置き、先進的な現場（近未来）とし、若手教育、4週8休、4週8閉所、女性現場職員の活躍等を盛り込み、小説以外にもICT技術の紹介として、省力化、効率化等についての技術、事例等についても掲載することとしている。

(2) 若手技術者への知識普及啓発活動

若手技術者を対象として、現場を管理する上での知識・能力向上を目的にこれまでに作成した書籍を用いて、セミナーを開催する。

(3) 若手建築技術者向け教育ツールの開発

これまで当委員会で作成した「若手技術者シリーズ」（杭工事、鉄筋工事（改訂版））を用いて、（一財）建設業振興基金との連携により教育用動画を作成し、若手技術者への教育が容易に図れるよう、引続き当協会ホームページ上で公開を行う。

6. 土木委員会

当委員会は、土木全般における施工技術や生産性の向上・改善並びに施工の合理化、設計・施工・積算・資材・法令・制度等に関する諸問題の調査・研究を行うこととし、本年度は次の事業を主に実施する。

(1) 国土交通省近畿地方整備局との意見交換会の開催

公共土木工事の入札契約制度、設計・積算、工事施工、その他の諸問題について現状を調査研究、及び検討を行った上で、国土交通省近畿地方整備局との意見交換を行う。

近年多発・激甚化する自然災害への対応など、インフラ整備を始めとする社会への様々な貢献が求められている建設業においては、各企業における経営基盤の安定が必要であるため、景気に左右されない継続的な事業実施や持続的・安定的な公共工事予算の確保を求めるとともに、受注者が適正利潤を確保し、公共工事の品質や円滑な施工を執行するための人材の確保・育成、またICT技術等を活用した現場の生産性向上、長時間労働の抑制や休暇取得等労働環境の抜本的な改善にスムーズに取り組めるよう、現状の問題・課題等を調査の上、意見交換を行う。

更には、他の公共及び民間の発注者に対しても、「働き方改革」に向けた施策の遵守を働きかけていただくよう要望する。

(2) 大阪府等地方自治体との懇談会の開催

国土交通省より発せられる「働き方改革」について、大阪府でも同様に改善していただけるよう、継続して意見交換会を実施する。

(3) 現場労働時間実態調査結果による検討

2年間の実態調査結果を基に、「長時間労働の是正」を阻む要因を抽出し、その改善方法等を協議する。

(4) 施工の合理化等に関する調査研究と情報提供

土木工事における施工技術や生産性の向上・改善、施工の合理化等に資することを目的に、会員各社の創意・工夫・改善の取組み等に関する調査研究を行う。

また、社会資本の維持管理・更新や長寿命化、更には防災・減災、近年多発する自然災害対応分野における施工技術等の情報を収集し、調査研究の上、情報発信を行う。

(5) 土木工事現場見学会の開催

土木技術者、土木工事施工担当者等の研修の場として、大規模現場や特殊工法等を採用する土木工事現場等の見学会を開催する。

(6) 土木技術講習会等の開催

土木工事における施工技術並びに生産性の向上・改善、施工の合理化等の推進を図るため、土木技術者、施工担当者等を対象とした講習会を開催する。

適宜、国土交通省近畿地方整備局等からの制度変更等の説明会等を開催し、制度の周知徹底に努める。

(7) 関係行政機関・団体への協力

①国土交通省近畿地方整備局との共催により、国や地方整備局等が推し進める施策や施工技術等に関する説明会等を開催する。

②近畿管内府県建設業協会・全国建設業協会と国土交通省本省・近畿地方整備局との

意見交換会実施に対する協力を行う。

③NEXCO西日本関西支社との意見交換会実施に対する協力を行う。

④全国建設業協会の調査研究等事業活動への協力を行う。

7. 環境委員会

当委員会では、汚染土壌や建設副産物の適正処理と減量化・再資源化の促進や建設業に関連する環境問題等について、関係行政機関との連携を図り、調査研究を行う。

(1) 汚染土壌や建設副産物の適正処理の推進並びに環境問題への対策等に関する調査研究

①書籍『クリーン&リサイクル』の改訂について

建設産業においては、建設廃棄物発生抑制や再資源化と適正処理等、地球環境問題への対応も見据えた取組みが強く求められており、建設副産物の適正処理及び減量化・再資源化の手引きとして平成5年3月に『クリーン&リサイクル』を発刊しており、その後数回にわたる改定を重ね、平成24年2月に『クリーン&リサイクル（改訂第6版）』を発刊している。しかし、発刊から7年が経過していることから、内容の見直し、修正、加筆等を行い、「改訂第7版」の書籍を作成し、同時に普及啓発活動を展開する。

②「土砂埋立等の規制に関する条例」に関する規制・基準の緩和の取組み

大阪府土砂埋め立て等の規制に関する条例については、平成27年7月の施行から3年が経過している。本来、崩落事故等の災害を抑えるための規制であるが、建設業においても3,000㎡以上の埋め立てについて条例の対象となっていることから、昨年より引き続き、大阪府環境局農林水産部みどり推進室森づくり課保全グループと規制の緩和に向けた意見交換会を開催する。

③汚染土壌や建設副産物の適正処理並びに建設工事現場において発生する環境問題等について

地下工作物（基礎杭等）の残置や、建設副産物の減量化・再資源化、建設廃棄物の抑制や自ら利用の促進等について、各行政の動向を注視し、必要に応じて意見交換等を行う。また、元請事業者として、汚染土壌や産業廃棄物の適正処理を行う上での問題・課題、また環境関連法令等の規制・基準の緩和、行政報告・届出等の簡略化や行政指導に対する疑義について、必要に応じて大阪府等関係行政機関との意見交換会を開催する。

(2) 建設副産物実務者を対象とした講習会等の開催

会員各社の作業所所員・係員また店社の建設副産物実務者を対象とし、廃棄物処理法をはじめとする環境関連法令等や、これらに基づく日常の業務等に関する知識や理解を深め、レベルアップを図る講習会・セミナー等を開催する。

(3) 産業廃棄物処理施設、環境対策実施現場等の見学会の開催

汚染土壌や建設副産物等の処理方法やリサイクルシステム等に関する最新情報の収集や現状等を把握するため、良好な処理施設・浄化施設、不法投棄対策工事や環境対策を実施する現場等の見学会を行う。

(4) 関係行政機関、関係団体との連携

①全国建設業協会生産システム委員会の事業活動に対する協力

- ②建設副産物対策近畿地方連絡協議会への参画
- ③大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議への参画
- ④大阪府「みんなで防止！！石綿飛散」推進会議への参画

8. 労働委員会

当委員会は、労働法規、労働福祉の改善、専門工事業者の労務問題、若年者の入職促進と育成、労働者の技能向上及び処遇改善、建設雇用改善の推進及び社会保険未加入問題に関する事項の調査研究活動を行う。

(1) 労働問題に関する調査・研究及びその対応策の検討

労働基準法が改正され、建設業においては、法律施行5年後から36協定による特例が廃止され、総労働時間の上限規制が適用されるなど、長時間労働の是正に向けた取組みの強化が求められている。そのようなことから、昨年度は現場職員の労働時間等について現状を把握するためのアンケートを実施し報告書を作成したが、今年度も引続き、現場職員の労働時間や4週8休、4週8閉所及び有給休暇取得率等のアンケートを実施し、報告書に取り纏める。

(2) 労働者の技能向上・処遇改善に関する調査研究

①建設キャリアアップシステムについて

技能労働者の技能や経験を蓄積し、それらに応じた適切な評価や処遇を改善することで、工事の品質向上や現場の効率化を実現するシステムとして「建設キャリアアップシステム」の運用が平成31年4月から開始された。

しかし、労務・安全衛生に関する管理書類を作成する他システムとの連携や技能レベルに応じたカードの色分け等については、これからの実施が見込まれていることから、講習会等を行い、会員企業への周知を行う。

②社会保険加入促進について

担い手の確保に向けた環境整備の一環として、技能労働者の処遇改善や公平な競争環境の整備を目的に、平成24年度以来、建設業界と行政が一体となって社会保険加入対策に取り組んできた。大阪においては加入率の上昇という形でその効果も着実に現れているが、全国平均と比べて加入率が低いことから、今後も大阪府建設業社会保険加入推進地域会議に参画し、地域に根差した形での取組みを行う。

(3) ダイバーシティについての調査研究

平成31年4月1日より新たな在留資格「特定技能」を新設する改正出入国管理法が施行され、初年度となる2019年度は最大で4万7550人、5年間で約34万5000人の外国人労働者の受入れを見込んでいる。建設業においても多くの外国人労働者の受入れが見込まれることから、大阪における外国人労働者の職種、人数、在留期間等の現状を把握し、報告書に取り纏める。

(4) 建設雇用改善推進事業の実施

建設業界の就労者数が減少しており、若年者の入職・育成及び技能継承への取組みが喫緊の課題となっていることから、若年者の入職促進のための指導援助、啓発・広報、調査研究を行う。また、行政機関と連携し、高校生を対象とした建設労働体験セミナー、現場見学会を開催することとする。

IV. その他の実施事業

1. 令和元年度大阪府地域防災総合演習への参加

当協会と災害協定を締結している国土交通省近畿地方整備局・大阪府・大阪市では、令和元年度も洪水を想定した総合演習が実施されることから、本総合演習に参加する。

2. 大阪府建設業暴力追放推進大会

暴力団等の反社会的組織による建設産業への不当介入に対する徹底排除及び暴力追放機運の向上を図ることを目的として、大阪府警察本部をはじめ、(公財)大阪府暴力追放推進センター、大阪弁護士会及び国・地方公共団体等の発注者の協力を得て、当協会をはじめ在阪建設業団体で構成する大阪府建設業暴力追放対策協議会主催による「第28回大阪府建設業暴力追放推進大会」を開催する。

V. 会議等の開催

1. 総会

第45回定時総会において、次の議案を上程し、令和元年度の当協会における事業運営及び活動に関して審議する。

開催日 令和元年5月27日

場 所 シェラトン都ホテル大阪

- 付議事項
- ・第1号議案 平成30年度事業報告の件
 - ・第2号議案 平成30年度貸借対照表、損益計算書及び附属明細書承認の件
 - ・第3号議案 令和元年度事業計画承認の件
 - ・第4号議案 令和元年度収支予算承認の件
 - ・第5号議案 任期満了に伴う役員選任の件

2. 理事会

建設業界及び会員の発展・向上に資するため、令和元年度において、理事会を年間7回開催し、当協会の事業運営及び活動に関する重要事項を審議し、各種事業を積極的かつ円滑に推進するための方策とその方向等を決定する。

3. 参与会・地区代議員会合同会議

第108回参与会・第124回地区代議員会の合同会議を次のとおり開催し、第45回定時総会に付議する事項等について審議する。

開催日 令和元年5月8日

場 所 大阪建設会館

- 議 題
- ・第45回定時総会に付議する事項について
 - ・その他

VI. 諸行事の開催

1. 新年交礼会

当協会をはじめとする在阪の建築関係友好15団体の会員が一堂に会する合同の「令和2年新年交礼会」を国土交通省近畿地方整備局長、大阪府知事並びに叙勲・褒章受章者等の出席を得て次のとおり開催する。

開催日 令和2年1月6日

場 所 リーガロイヤルホテル大阪（予定）

2. 会員表彰規程による表彰

永年にわたって建設業界の発展・向上に寄与された方々の功績を顕彰するため、会員の代表者、役員、従業員の表彰を行う。

3. 慰霊祭

当協会の役員及び会員関係者等の物故先覚者の御霊を祀るための「第71回慰霊祭」を、9月に生國魂神社及び同神社境内の家造祖神社において斎行する。

4. 優秀建設施工者大阪府知事表彰

優れた建設現場従事者を優秀施工者として表彰する「優秀建設施工者大阪府知事表彰」を大阪府及び当協会を含む建設業5団体で構成する優秀建設施工者大阪府知事表彰実行委員会の運営により、令和2年2月に行う。

5. 文化講演会並びに天神祭会員懇談会

会員相互の親睦を深めるため、天神祭に合わせ、文化講演会並びに会員懇談会を開催する。

開催日 令和元年7月25日

場 所 大阪建設会館

6. 野球大会

野球を通じて、会員の職員の体位向上を図るとともに会員相互の親睦を深めることを目的として、「第65回野球大会」を開催する。

7. 協会主催業界研究交流会の開催

建設企業各社において、将来を担う優秀な人材確保を図るため、協会主催の業界研究交流会を開催する。

VII. 講習会等の開催

1. 各種セミナー・講習会の開催

会員企業が抱える様々な問題解決に対して一助となるセミナー並びに会員企業社員の能力向上につながる各種講習会を開催する。

2. 建設業経理検定試験、建設業経理士登録講習会、特別研修

令和元年9月8日、全国一斉に実施される「第26回建設業経理士検定試験」、令和2年3月8日に全国一斉に実施される「第27回建設業経理士・第39回建設業経理事務士検定試験」の大阪地区における検定試験を、(一財)建設業振興基金の委託事業として実施する。また、1級、2級建設業経理士有資格者対象の建設業経理士登録講習会並びに建設業経理事務士検定試験制度の一環として講習と試験との組合せによって行われる3級、4級特別研修についても、(一財)建設業振興基金の委託事業として実施する。

3. 監理技術者講習

大阪地区における監理技術者講習を(一財)建設業振興基金及び(株)建設産業振興センターの委託事業として、テレビ講習を実施する。

VIII. 情報調査活動

委員会活動及び協会事業の一環として、会員の協力を得ながら次の調査を実施し、報告書などを編纂・配布する。

- (1) 会員の令和元年度標準者給与実態調査
- (2) 会員の資本金、完成工事高、職員等に関する実態調査
- (3) 会員名簿の発行に係る調査
- (4) 重要かつ緊急な課題への対応を図るための調査の実施
- (5) その他、情報・統計調査

IX. その他の活動

- (1) 会員を対象とした無料法律相談の実施
- (2) 出版物等の頒布事業
- (3) 建設キャリアアップシステムの受付窓口業務
- (4) 前払金保証制度の普及・推進活動への協力
- (5) 就業前準備研修の開催
- (6) 大阪人材確保推進会議への参画